

千葉県の特認地域及び特認基準の設定（案）

特認地域及び特認基準案

(1) 8 法外地域の地域の基準

以下のいずれかに該当する地域

- ①通常地域（8 法地域）と隣接する農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）
- ②上記①と隣接する農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）

(2) 8 法外地域の農用地の基準

- ①急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）
- ②自然条件により小区画・不整形な田
- ③緩傾斜農用地（勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満）
- ④高齢化率（40%以上）・耕作放棄率（田8%以上、畑15%以上）の高い農地

千葉県特認基準対象区域位置図

